



東尾張支部だより

令和5年度第3号・11月

(公社)愛知県宅地建物取引業協会東尾張支部
TEL;0561-52-6977 FAX;0561-52-6976
尾張旭市東大道町原田2525-5 アスカ3F
E-mail:mail@higashiowari.com

東尾張支部



目次

- 1P・・・副支部長挨拶、県下統一研修会
- 2, 3P・・・地域事業、地域事業反省会、宅建士資格試験
- 4P・・・支部企画研修会のお知らせ、中間監査会、無料相談会日程
- 5P・・・関連法規Q&A
- 6P・・・同好会、青年部会・女性部会意見交換会からの報告、女性部会イベントのお知らせ、訃報、編集後記

副支部長挨拶

2期目の公益事業委員長として、務めさせていただいております伊藤です。会員の皆様には、支部活動においていつもご協力とご理解をいただき誠にありがとうございます。

地域事業がようやく通常通りの活気を取り戻し、各地域で皆様のご協力のおかげで3地区共に開催でき、本協会もハトマーク・あいぽぽ・無料相談等PRすることができました。来年度以降もさらに充実した地域事業が行えるよう頑張っていきたいと思っております。

さらに公益事業委員会としては、12月7日第2回支部企画研修会「杉本昌隆八段講演会」、2月14日「宅建の森(勉強会)」の事業を企画しております。

会員の皆様をはじめ多くの方々にご参加いただければ幸いです。引き続きよろしく願いいたします。



副支部長 伊藤智成

令和5年度第1回県下統一研修会

会員マイページよりWEB受講(9/1~9/15)

- ・正会員:189名受講率:84.4%(全15支部内でトップ)
- ・準会員:19名受講率:26%
- ・従業員:10名
- ※テキストを熟読し受講報告書を提出:2名

報告





地域事業



報告



せともの祭 9月9日(土)宮前広場にて



毎年恒例！せともの祭り愛知県宅建協会東尾張支部ブースのお手伝いに参加させていただきました。ブース内のゲームは子どもたちの笑顔！スタッフは景品配りに汗だく！あいぽっぽの着ぐるみも参加！大人気でした。地域貢献ができて充実した一日でした。



あいぽっぽ
来場♥



(株)イフジホーム 伊藤正和



元気まつり守山 9月24日(日)三菱電機グラウンドにて



当日は秋晴れで、家族連れの人で会場は大変賑わっていました。的当てゲームにも列が途切れることなく、たくさんの子供達が遊びに来てくれて、こちらも笑顔で楽しく一日過ごすことができました。今回初参加ということもあり、携われることが限定的だったので、これから徐々にやれることを増やして行って、皆様のお手伝いができるといいなと思いました。



NEW ENERGY FLOW(株)
(ニューエナジーフロー)
米山妙子

尾張旭市民祭 10月7日(土)城山公園グランドにて



(株)清家不動産守山尾張旭店
高巢敬一

良い天気にも恵まれ、的当てゲームは大盛況で良かったです。子どもたちの楽しそうな笑顔が印象に残りました。市民祭は初参加でしたが、有意義な時間でした！今後とも宜しくお願いします。ありがとうございました。



報告

地域事業反省会議

日時 令和5年10月20日(金) 11:30~
場所 九州うまかめし「はかたもん」にて
出席 22 名



宅建士資格試験



報告



10月15日(日)東尾張支部からは25名が試験監督員としてご協力いただきました。

統括：伊藤智成(株)東興不動産)、兼任：安藤圭介(株)ずいほう不動産)、
相談係：宮地昭宏(名昭産業株)、本部員：長谷川英樹(尙)長谷川不動産)、本部員：川島律子(尙)アイクラフト)、
監督員：加藤道雄(株)トリトン)、萩原千里(株)コーシンホーム)、須田陽介(三田ハウス株)、田平義郎(尙)ライズ)、
鈴木文子(尙)サンクス)、大島清司(尙)守山土地)、箕浦雅仁(大名古屋不動産株)、犬飼憲爾(誠慎住建尙)、
市川敦久(株)イチカワプランニング)、深田裕一(深田FP事務所)、林 増美(いるかちゃん)、
中村 啓(株)ベターアライアンス)、朽本雅尚(グレースホーム株)、前田紀樹(株)エルホーム不動産)、
加藤里佳(株)加藤住建)、小林祐也(株)O・K不動産)、小山田昇平(株)O・K不動産)、古川誠彦((同)守山住宅)、
吉田大作(株)SANDY)、松森紀代美(三光建設株)
※本部人材育成委員 田島敬二(アサヒ開発株)・・・中京大学名古屋キャンパス

ご協力ありがとうございました。

令和5年度第2回支部企画研修会

予告



「部下を伸ばす育成術」～弟子・藤井総太との歩み～



開催日：令和5年12月7日(木)14:30～(受付開始は14:00～)

会場：瀬戸蔵(研修会：2F つばきホール)

※敷地内禁煙、ホール内飲食禁止

住所：瀬戸市蔵所町1-1 TEL 0561-97-1555

※研修会后17時頃より、会員の方は1F「瀬戸蔵カフェ 花ごよみ」にて懇談会がございます。

(詳細は別途お送りしましたご案内をご確認ください。)

講師：棋士 杉本昌隆 八段



中間監査会

令和5年10月13日(金)支部事務所

報告

出席者： 監査(大野祐治氏、深見 朗氏)、
正副支部長



令和5年度前期の事業報告及び収支決算報告をし、大野氏と深見氏による厳正な監査の後、適正であると承認されましたことを報告いたします。

無料相談会日程

尾張旭市役所南庁舎2階(市民相談室) 第1水曜日 13時～16時

瀬戸市役所 新庁舎1階(相談室) 第3木曜日 9時～12時

宅建協会本部 月曜～金曜 10時～15時(12～13時休憩)

(来会並びに電話(052-523-2103))

※上記会場にて開催しておりますが、会場の都合により日程が変更になる場合もあります。





「港湾法の一部を改正する法律」施行に伴う宅地建物取引業法施行令の改正について教えてください。

Q&A

令和4年11月18日、港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号。以下、改正法）が公布され、同年12月16日に施行されました。これに伴い、港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第381号）において、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号。以下、宅建業法施行令）について改正を行い、改正法の施行と同日の令和4年12月16日から施行されました。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条第1項第2号においては、宅地又は建物の使用等について法令上の制限がある場合に、購入者等が不測の損害を被ることを防止するため、当該制限を重要事項として説明するよう宅地建物取引業者に義務付けています。従前より、港湾法（昭和25年法律第218号）における、港湾管理者が臨港地区内において指定した分区の区域内における建築物等に係る規制（同法第40条第1項）が、宅建業法施行令第3条第1項第23号に、重要事項として説明する必要のある法令上の制限として定められています。

今般、改正法による改正後の港湾法（以下、新港湾法）により、**港湾における脱炭**

素化の取組を効果的に進めるため、港湾管理者は、**港湾脱炭素化推進計画**を作成したときは、臨港地区の分区の区域内において、当該計画の目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする区域を脱炭素化推進地区として定めることができることとされました（新港湾法第50条の5第1項）。併せて、当該区域内における港湾法第40条第1項による分区内の規制等について条例で緩和し、又は強化することができるようになりました（新港湾法第50条の5第2項に読替規定を新設）。

それに伴い、宅建業法施行令第3条第1項第23号に掲げる**港湾法第40条第1項の規定**については、**新港湾法第50条の5第2項の規定**により読み替えて適用する場合を含む旨を明記する改正が行われました。本改正により、同項の規定による脱炭素化推進地区内の規制等の緩和又は強化についても、**重要事項に含まれること**となります。

宅地建物取引業者等の皆さまにおかれましては、改めて宅地建物取引業法の趣旨をご理解いただき、改正内容を踏まえた対応をお願い致します。〈文責：下山早紀〉